

公表対象随意契約一覧(R5.2月分)

No.	担当する課・室の名称	契約内容	契約締結日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(円)	適用条項	随意契約とした理由
1	環境課	可燃ごみ一般廃棄物収集運搬業務(浜田地域)	令和5年2月1日	浜田環境事業協同組合	78,856,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	平成13年3月28日付けの合特法の覚書により、浜田環境事業協同組合と浜田地域の一般廃棄物の可燃ごみ収集業務を委託することとなっているため。
2	学校教育課	GIGAスクールサポーター業務	令和5年2月2日	㈱今井書店浜田外商 浜田市高佐町3481番地10	6,819,120	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	令和2年11月にプロポーザル型業者選定により選定され、同年12月から委託を継続している事業者であり、学校ICTに関する専門的な知識を要し他社が同業務を行うことが困難であるため。
3	教育総務課	浜田市立原井小学校機械警備業務	令和5年2月2日	北陽警備保障株式会社 松江市袖師町9番地35	724,680	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は、施設の安全確保に係る業務であり、緊急時の出動対応や、機械警備の端末機器の保守管理の確実な履行と責任の所在の明確化の観点から、機械警備システムと同一の事業者にて委託することが適切である。 なお、原井小学校においては機械警備システムを設置以降、北陽警備保障株式会社と長期継続契約を行っている。これまで、機械警備システムに大きな故障もなく、異常信号受信時には迅速な現地対応により、適切に業務を履行されている。 また、原井小学校に設置されている機械警備の端末機器は、北陽警備保障株式会社で設置した機器であり、設置した警備業者以外に既存機器を用いた業務の履行は不可能であるため。
4	行財政改革推進課	高速カラープリンタ(ORPHIS GD9630)保守業務	令和5年2月3日	(株)大川清風堂 浜田市長沢町319-1	603,900	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該機器は(株)大川清風堂から購入しており、他社と保守契約を締結することは機器管理上好ましくなく、また当該機器を扱う市内業者は(株)大川清風堂しかないため。
5	地域福祉課	令和4年度障害者自立支援給付支払等システム改修業務	令和5年2月3日	株式会社 日立ソリューションズ西日本 広島市中区八丁堀3番33号	1,064,250	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	株式会社日立ソリューションズ西日本が提供する障がい者福祉システムを利用しているため。
6	金城支所防災自治課	浜田市金城支所等機械警備業務	令和5年2月7日	セコム山陰(株) 松江市北陵町34番地	1,453,320	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	既存の機器設置者がセコム山陰(株)であるため、他社に本業務を委託した場合に、故障や事故等問題発生時に、責任の所在が不明確となり適切な対応に支障をきたす恐れがあるため。
7	文化スポーツ課	浜田城資料館警備業務	令和5年2月7日	セコム山陰株式会社 松江市北陵町34番地	831,600	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	現在、浜田城資料館にはセコム山陰側の機器が設置してある。他社の機器で警備すると、適切な警備業務が履行できないため。
8	地域福祉課	生活保護システム保守業務	令和5年2月13日	北日本コンピュータサービス(株) 秋田県秋田市南通築地15番地32	1,353,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	生活保護システム導入業者であり、他社では対応不可であるため。
9	地域福祉課	生活保護版等レセプト管理クラウドサービス利用	令和5年2月13日	北日本コンピュータサービス(株) 秋田県秋田市南通築地15番地32	1,650,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	送信されるレセプトデータをクラウド環境内の発注者の設備へ取り込みや、取り込まれたレセプトデータについて、浜田市がクラウド上にアップロードした被保護者情報と照合等を行うものである。 また、併せて、受注者が提供する生活保護システムにおいてもレセプトデータを活用して、医療券・調剤券情報と照合し、被保護者の資格を有する者のレセプトデータが否かの資格点検等を行う。 これら2点についての対応が可能であるのは、北日本コンピュータサービスのみのため。
10	地域福祉課	生活保護システムサービス利用	令和5年2月13日	北日本コンピュータサービス(株) 秋田県秋田市南通築地15番地32	1,947,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市版生活保護システムは、平成16年度に北日本コンピュータサービス株式会社から調達・システム構築した。また、平成28年10月に同社でシステム更新を行うとともに、令和4年11月には同社で本市の仮想サーバシステムの移行を行っており、生活保護システムサービス利用は北日本コンピュータサービス株式会社のみが可能であるため。
11	文化スポーツ課	タカハタ星辰堂 浜田市立石正美術館収蔵絵画等修繕整備業務	令和5年2月13日	タカハタ星辰堂 京都市伏見区横大路千両松町153-4	555,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該業務は、故石本正氏の生前の意向及び寄贈者である遺族の意向を汲み取り、適切な額や手法の選定、収蔵保存保管箱の製作等の修繕整備業務を確実に実施する必要がある、その業務の特殊性から石本正氏自身が業務を依頼していたタカハタ星辰堂以外の事業者が実施することが極めて困難であるため。
12	環境課	一般廃棄物収集運搬業務(弥栄地域)	令和5年2月13日	三浦商事(有)	11,275,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	競争入札を行ったが落札者がなく、再度入札を行ったがそれでも落札決定とならなかったため、最低の入札価格と予定価格との乖離が概ね5%の範囲内で、入札後随意契約として見積書を徴したとき確実に落札が見込める三浦商事(有)と契約を行う。
13	教育総務課	便座クリーナー機器借上(中央図書館)	令和5年2月14日	日本カルミック㈱ 東京都千代田区九段南1-5-10	470,220	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	日本カルミック㈱が既存設備の設置業者であり、保守点検、消耗品の補充等は設置業者が行うことが有効である。また同様の設備を他業者から賃貸借する場合、新たな設備の取付、既存設備の撤去費等発生するため。
14	学校教育課	浜田市学校ネットワーク保守業務	令和5年2月14日	石見ケーブルビジョン株式会社 浜田市竹迫町2886	8,993,600	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校ネットワークは、石見ケーブルビジョン株式会社が設置した地域公共ネットワークを使用していること及びネットワーク設計及び機器の設定等も当初から同社が行っており、他者が保守業務を行うことは不可能であるため。
15	子ども・子育て支援課	今市児童クラブ運営業務	令和5年2月15日	今市児童クラブ運営委員会 浜田市旭町今市615番地	11,966,001	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	今市児童クラブの運営委託については、平成12年4月1日から今市地区において同地区内の小学校、小学校のPTA、まちづくりセンター、保育園、幼稚園、自治会及び保護者の代表者並びに民生児童員等で構成する「今市児童クラブ運営委員会」が当該クラブの運営を目的に立ち上がっているため、この運営委員会に運営の委託をおこなうものです。
16	子ども・子育て支援課	山ばと学級放課後児童クラブ運営業務	令和5年2月16日	山ばと学級放課後児童クラブ運営委員会 浜田市内田町1117番地2	10,302,467	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	山ばと学級放課後児童クラブの運営委託については、平成20年4月1日から美川地区において同地区内の小学校、小学校のPTA、まちづくりセンター、保育園、幼稚園、自治会及び保護者の代表者並びに民生児童員等で構成する「山ばと学級放課後児童クラブ運営委員会」が当該クラブの運営を目的に立ち上がっているため、この運営委員会に運営の委託をおこなうものです。
17	弥栄分室教育振興係	令和5年度浜田市弥栄スクールバス定期運行管理業務	令和5年2月17日	(有)弥栄総合企画 浜田市弥栄町長安本郷4 5 1 番地 1	7,193,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	有限会社弥栄総合企画は、弥栄地域内に事業所がある、地域唯一の旅客自動車運送業を行っている事業者である。 地元事業者であることから、地理や道路事情に精通していることに加え、特に冬季の降雪時期においては、支所の除雪担当課と緊密に連絡をとり、樹木等の雪や早期の除雪状況に応じた対応が確実に遂行できる。 また、地域住民を常務に雇用しているため、急な事態の変化による下校時刻の変更についても柔軟に対応ができる。 上記の理由により、児童生徒が安心して通学できることから、随意契約とする。

公表対象随意契約一覧 (R5. 2月分)

No.	担当する課・室の名称	契約内容	契約締結日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(円)	適用条項	随意契約とした理由
18	子ども・子育て支援課	ふたば学級放課後児童クラブ運営業務	令和5年2月21日	社会福祉法人 誠和会 浜田市港町263番地1	16,303,570	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	次に掲げる理由により社会福祉法人誠和会に運営の業務委託を行うものです。 1 原井小学校の隣接地でふたば学級放課後児童クラブと保育園を運営しておりそのノウハウを活かしたサービスを行うことが可能であること。 2 ふたば学級放課後児童クラブを行なっている施設は当該保育園敷地内の建物であること。
19	子ども・子育て支援課	三隅小児童クラブ運営業務	令和5年2月21日	三隅小児童クラブ運営委員会 浜田市三隅町古市場450	15,179,890	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	三隅小児童クラブの運営委託については、平成10年4月1日から三隅地区において同地区内の小学校、小学校のPTA、まちづくりセンター、保育園、幼稚園、自治会及び保護者の代表者並びに民生児童員等で構成する「三隅小児童クラブ運営委員会」が当該クラブの運営を目的に立ち上がっているため、この運営委員会に運営の委託をおこなうものです。
20	子ども・子育て支援課	雲城地区児童クラブ運営業務	令和5年2月21日	雲城地区児童クラブ運営委員会 浜田市金城町下来原1541番地5	11,372,295	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	雲城地区児童クラブの運営委託については、平成7年度から雲城地区において同地区内の小学校、小学校のPTA、まちづくりセンター、保育園、幼稚園、自治会及び保護者の代表者並びに民生児童員等で構成する「雲城地区児童クラブ運営委員会」が当該クラブの運営を目的に立ち上がっているため、この運営委員会に運営の委託をおこなうものです。
21	金城支所産業建設課	美又地域再開発用地除草等業務	令和5年2月21日	NPO法人美又ゆめエイト 浜田市金城町追原1709番地2	649,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務の対象地は、美又地域再開発事業の範囲内である。NPO法人美又ゆめエイトは、これまで美又地域活性化及び美又地域再開発事業に深く関わっていることから、美又地域再開発事業の目的である美又地域の活性化の観点、また、住民との協働の観点から同法人に随意契約を行う。
22	子ども・子育て支援課	岡見小児童クラブ運営業務	令和5年2月22日	岡見小児童クラブ運営委員会 浜田市三隅町岡見516番地	7,912,036	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	岡見小児童クラブの運営委託については、平成10年4月1日から岡見地区において同地区内の小学校、小学校のPTA、まちづくりセンター、保育園、幼稚園、自治会及び保護者の代表者並びに民生児童員等で構成する「岡見小児童クラブ運営委員会」が当該クラブの運営を目的に立ち上がっているため、この運営委員会に運営の委託をおこなうものです。
23	下水道課	浜田市公共下水道管渠詳細設計業務（君市踏切）	令和5年2月28日	ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社 山陰支店 鳥取県米子市道笑町2丁目252番地	18,700,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	本業務は、JR山陰本線軌道内に敷設する管路の設計を行うものである。管路の詳細設計に関しては、現在、施行中である市道改良事業（浜田市 建設整備課）及びJR山陰本線管理者（西日本旅客鉄道株式会社）との協議により、道路施設及び鉄道施設に影響を与えない計画とし、当該踏切の市道供用開始までに当該下水道工事を施工すること等の条件を付されている。よって、踏切改良工事の設計を担当し、内容を熟知している事業者と契約した場合、安全で適切な設計、施工計画の策定及び工期短縮を見込むことができるため。